

一般社団法人岩手県建設産業団体連合会会長 様

岩手県県土整備部
建設技術振興課総括課長

「余裕期間」の設定について(通知)

このことについて、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、下記のとおり取り扱うこととしましたので参考までに通知します。

これに伴い「建設資材・労働者確保のための「施工準備期間」の設定について」(平成 26 年 10 月 31 日付け建技第 469 号)は原則として廃止します(以下廃止する通知を「旧制度」という。)

記

1 余裕期間の設定

実工期の 30%を超えず、かつ、4 か月(120 日間)を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日(以下「工事開始日」という。)を指定することができるものとする。

2 対象工事

(1) 県土整備部が所管する県営建設工事(建築工事を除く)

(2) 平成 29 年 2 月 1 日以降入札公告に付する工事

ただし、次のいずれかに該当するものについては、旧制度を適用できるものとする。

ア 設計額が 5 億円以上の工事旧制度により積算したものの、事務手続上やむを得ず平成 29 年 2 月 1 日以降に入札公告に付すもの

イ 平成 29 年 1 月末までに公告したが、入札不調により速やかに再入札等の手続を行う必要がある工事のうち、本通知による再積算を行ういとまがないもの

ウ その他やむを得ない事情により、担当課等の長が必要と認めた工事

3 用語の定義

(1) 全体工期

余裕期間と実工期の合計で、契約上の始期日と終期日を示す期間のこと。

(2) 余裕期間

労働者の確保や資機材の調達準備(現場搬入は不可)を行う期間のこと。

(契約上の始期日から工事開始日の前日までの期間)

(3) 実工期

実際に工事を施工するために必要な期間のこと(準備期間と後片付け期間を含む。)

(工事開始日から契約上の終期日までの期間)

(4) 工事開始日

設計図書において規定する始期日のこと。(土木工事共通仕様書参照)

(5) 工事着手日

工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をい

う。)、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手する日のこと。(土木工事共通仕様書参照)

4 工事開始日の変更

- (1) 当初契約締結後、受発注者協議(受発注者双方の理由による場合)により、余裕期間を短縮して工事開始日を変更し早めることができるものとする。
- (2) 当初契約締結後、受発注者協議(発注者の理由に限る)により、余裕期間を延長して工事開始日を変更し遅らせることができるものとする。なお、工事開始日を遅らせる場合も、変更後の余裕期間は実工期の30%を超えず、かつ、4か月(120日間)を超えない範囲内とする。

5 積算関係の取扱い

- (1) 実工期の日数は、土木工事標準積算基準書(運用編)により算定する工事日数とする。
- (2) 現場管理費の算出における冬期率等、積算に工期が影響する場合は、実工期を工期として算出するものとする。
- (3) 特記仕様書等に、余裕期間及び工事開始日等を明示するものとする。(別紙1記載例参照)

6 契約関係の取扱い

- (1) 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
- (2) 工事請負契約書、その他契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期は、全体工期とする。
- (3) 工事实績情報サービス(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日(変更後の工事開始日含む。)後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請するものとする。
- (4) 工事請負契約書別記第3条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
- (5) 工事請負契約書別記第4条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
- (6) 工事請負契約書別記第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。
- (7) 工事請負契約書別記第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。

7 参考

- (1) 余裕期間を設定した工事のイメージは、別紙2のとおり。

担当 技術企画指導担当 小澤 TEL : 019-629-5951

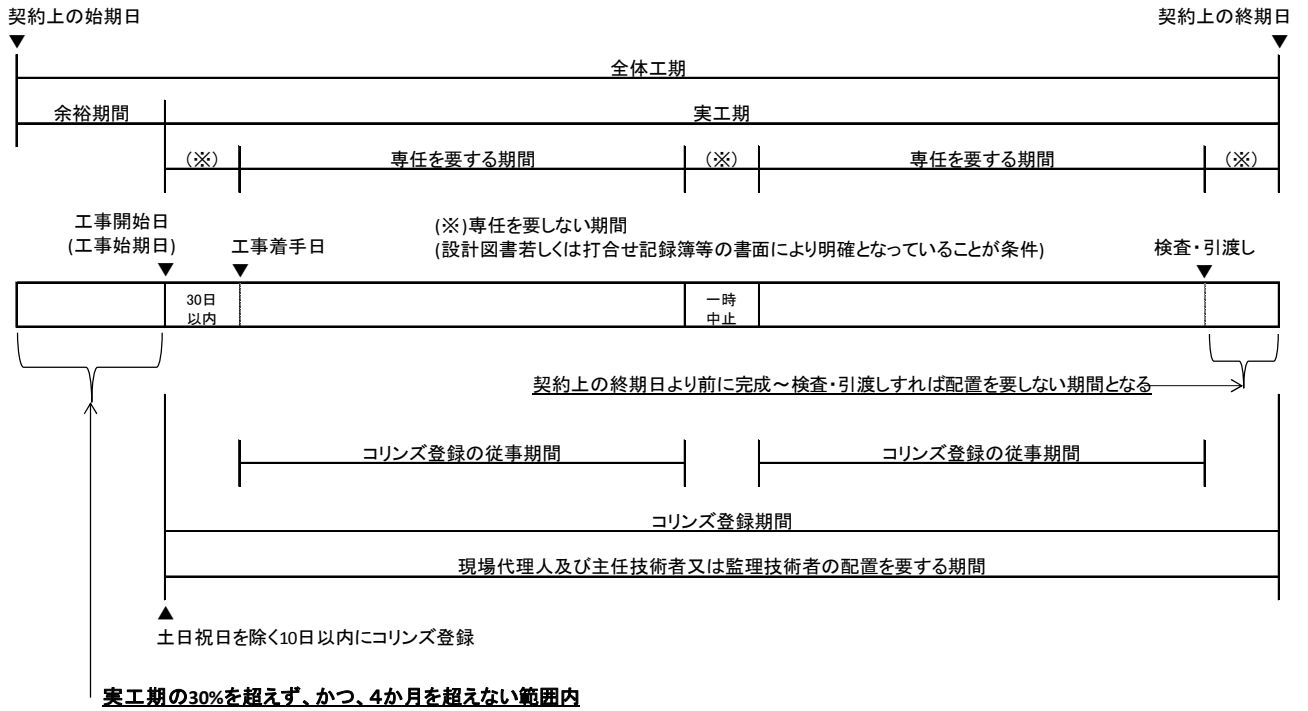
【別紙 1】 余裕期間を設定する場合の特記仕様書記載例

余裕期間の設定	対象の有無				
<ul style="list-style-type: none"> 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。 本工事の余裕期間及び実工期の始期日(工事開始日)は以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="255 421 973 510"> <tr> <td>余裕期間：契約書に定める工期の始期日から</td> <td>〇〇 日間</td> </tr> <tr> <td>工事開始日：契約書に定める工期の始期日から</td> <td>〇〇+1 日目</td> </tr> </table> 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 工事実績情報サービス(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日(変更後の工事開始日含む。)後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。 工事請負契約書別記第3条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。 工事請負契約書別記第4条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。 工事請負契約書別記第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。 工事請負契約書別記第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。 工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材の確保が図られる場合等は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができるものとする。 その他、余裕期間を設定する工事の取扱いは、以下によるものとする。 http://www.pref.iwate.jp/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/052129.html 《岩手県トップページ⇒県土づくり⇒建設業⇒入札手続⇒設計・積算・入札⇒「余裕期間」の設定について》 	余裕期間：契約書に定める工期の始期日から	〇〇 日間	工事開始日：契約書に定める工期の始期日から	〇〇+1 日目	<p style="text-align: center;">有</p>
余裕期間：契約書に定める工期の始期日から	〇〇 日間				
工事開始日：契約書に定める工期の始期日から	〇〇+1 日目				

【別紙2】

余裕期間を設定した工事のイメージ

余裕期間を設定した工事で、契約上の終期日より前に完成～検査・引渡しする例



手持ち工事と余裕期間を設定した工事の関係イメージ

